

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する
関税に関する政令の一部を改正する政令要綱

1. 国際関係の緊急時にロシアを原産地とする関税定率法別表に掲げる物品に対して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えない措置について、期限を1年延長することとする。(国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令本則の表関係)
2. この政令は、令和5年4月1日から施行することとする。